「航空従事者養成施設指定申請･審査要領」一部改正案　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
空乗第1197 号 平成12 年10 月11 日（制定） 国空安政第1038 号　令和８年８月５日（最終改正）	空乗第1197 号 平成12 年10 月11 日（制定） 国空安政第2214 号 令和７年12 月24 日（最終改正）
航空従事者養成施設指定申請・審査要領	航空従事者養成施設指定申請・審査要領
国土交通省航空局安全政策課	国土交通省航空局安全政策課
第１部（略） 第２部　指定の基準 １．総論 航空従事者養成施設の指定の基準は、航空法施行規則第５０条の４に規定されているが、その具体的な基準は以下のとおりとする。 (1)（略） (2)「航空従事者の養成について相当の実績を有する」（第１号ハ） ① 当該施設が新たに養成施設の指定を受ける場合 以下の基準を満足するものであること。 1)　（略） 2)　修了者が１０名以上であること。（削除） 3)　（略） ② 指定養成施設が新たに追加する課程についての限定変更承認を受ける場合 以下の基準を満足するものであること。 1)　（略） 2)　修了者が４名以上であること。（削除） 3)　（略） (3)～(11)（略） ２．（略）	第１部（略） 第２部　指定の基準 １．総論 航空従事者養成施設の指定の基準は、航空法施行規則第５０条の４に規定されているが、その具体的な基準は以下のとおりとする。 (1)（略） (2)「航空従事者の養成について相当の実績を有する」（第１号ハ） ① 当該施設が新たに養成施設の指定を受ける場合 以下の基準を満足するものであること。 1)　（略） 2)　修了者が１０名以上であること。ただし、整備士に係るものについては、修了者が２０名以上であること。 3)　（略） ② 指定養成施設が新たに追加する課程についての限定変更承認を受ける場合 以下の基準を満足するものであること。 1)　（略） 2)　修了者が４名以上であること。ただし、整備士に係るものについては、修了者が８名以上であること。 3)（略） (3)～(11)（略） ２．（略）

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正案　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
第３部（略）	第３部（略）
第４部 指定及び限定変更承認の方法並びに技能審査員の認定 １．（略） ２．テストコースの指定及び審査 (1) テストコースの指定 ① テストコースの指定は、管理者からの申請を受けて行う。 ② 申請のあったコースが(2)に定める基準に適合していない場合には、テストコースとして指定しない。 ③ テストコースの指定は、テストコース指定書（第６号様式）を交付することにより行う。 ④ テストコースの審査結果が(3)①に定める基準に適合しないものであった場合でも、改善の見込みがあると判断される場合に限り、１回を限度としてテストコースの再指定を行うことができる。 (2) テストコースの指定の基準 テストコースの指定の基準は、次のとおりとする。 ①　（略） ②　１コースの訓練生の人数は、（削除）６名以上（操縦教育証明に係る課程にあっては３名以上）（削除）であること。ただし、標準養成数が少ないコースにあっては、規定人数を満たすべく複数コースを１コースとして取り扱うものとする。 (3) テストコースの審査 ① テストコースとして指定を受けたコースについて、１(2)①又は(3)①により審査を行う。 ② テストコースの実績が、２(2)②に定める規定人数を満たした後に本要領第２部１(2)①3)に定める基準に適合することを審査する。 ③ テストコースの途中で、②に定める基準に適合しないことが明らかになった場合には、それ以降の審査は行わない。 ３．～６．（略）	第４部 指定及び限定変更承認の方法並びに技能審査員の認定 １．（略） ２．テストコースの指定及び審査 (1) テストコースの指定 ① テストコースの指定は、管理者からの申請を受けて行う。 ② 申請のあったコースが(2)に定める基準に適合していない場合には、テストコースとして指定しない。 ③ テストコースの指定は、テストコース指定書（第６号様式）を交付することにより行う。 ④ テストコースの審査結果が(3)①に定める基準に適合しないものであった場合でも、改善の見込みがあると判断される場合に限り、１回を限度としてテストコースの再指定を行うことができる。 (2) テストコースの指定の基準 テストコースの指定の基準は、次のとおりとする。 ①　（略） ②　１コースの訓練生の人数は、操縦士に係る課程にあっては６名以上（操縦教育証明に係る課程にあっては３名以上）、整備士に係る課程にあっては１２名以上であること。ただし、標準養成数が少ないコースにあっては、規定人数を満たすべく複数コースを１コースとして取り扱うものとする。 (3) テストコースの審査 ① テストコースとして指定を受けたコースについて、１(2)①又は(3)①により審査を行う。 ② テストコースの実績が、（新設）本要領第２部１(2)①3)に定める基準に適合することを審査する。 ③ テストコースの途中で、②に定める基準に適合しないことが明らかになった場合には、それ以降の審査は行わない。 ３．～６．（略）
第５部～第１１部（略）	第５部～第１１部（略）

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正案　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
第１２部　航空整備士の技能証明課程に関する基準	第１２部　航空整備士の技能証明課程に関する基準
１．～３．（略）	１．～３．（略）
４．教育施設等	４．教育施設等
(1)　(略)	(1)　(略)
(2) 実技教育の施設等	(2) 実技教育の施設等
①～⑨（略）	①～⑨（略）
⑩　教材	⑩　教材
1）課程の教育内容に対応した実物又は模型（模擬飛行装置等を含む。）による機体構造、各種系統及びその構造部品、動力装置、プロペラ等の教材を備えていること。これらの教材は、分解、修理、組立、試験、保守及び検査等教育に必要な作業ができるものでなければならない。	1）課程の教育内容に対応した実物又は模型（追加）による機体構造、各種系統及びその構造部品、動力装置、プロペラ等の教材を備えていること。これらの教材は、分解、修理、組立、試験、保守及び検査等教育に必要な作業ができるものでなければならない。
2）仮想現実を用いた教材（以下「ＶＲ教材」という。）は、教育内容に応じ、上記1)の教材による実技教育を補完する目的で使用するものとする。なお、ＶＲ教材の使用にあたっては、あらかじめ当該教材の教育効果を評価した上で、実施する教育の内容を教育規程に定めること。また、実物等による作業により習得すべき実技教育をＶＲ教材による教育のみで行ってはならない。	（新設）
3）教材の数は、同じ教材について学生８名につき１個の割合とする。	2）教材の数は、同じ教材について学生８名につき１個の割合とする。
4）課程の教育に対応する型式証明を有する航空機を、当該課程に在籍する訓練生が１５名以下の場合は１機、１５名を超えて３０名以下の場合は２機、３０名を越える場合は３機有していること。これらの航空機は、耐空性を有している必要はないが、完全な形状を保ち、教育に必要な計器、装備品、補機等を備えたものであって、地上試運転が可能なものであること。 なお、これらの航空機が引き込み式の脚又は翼フラップを備えていない場合は、それらに替わるモックアップ等の訓練機材を有していなければならない。	3）課程の教育に対応する型式証明を有する航空機を、当該課程に在籍する訓練生が（追加）３０名以下の場合は２機、３０名を越える場合は３機有していること。これらの航空機は、耐空性を有している必要はないが、完全な形状を保ち、教育に必要な計器、装備品、補機等を備えたものであって、地上試運転が可能なものであること。 なお、これらの航空機が引き込み式の脚又は翼フラップを備えていない場合は、それらに替わるモックアップ等の訓練機材を有していなければならない。
⑪（略）	⑪（略）
５．（略）	５．（略）

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正案　新旧対照表

改　正　後

第１３部（略）

第１４部　航空工場整備士の技能証明課程に関する基準

１．～３．（略）

４．教育施設等

(1)　(略)

(2) 実技教育の施設等

第１２部４．(2)のうち次の施設を除いたものに同じとする。

① ⑩教材 4)課程の教育に対応する型式証明を有する航空機を、当該課程に在籍する訓練生が１５名以下の場合は１機、１５名を超えて３０名以下の場合は２機、３０名を越える場合は３機有していること。これらの航空機は、耐空性を有している必要はないが、完全な形状を保ち、教育に必要な計器、装備品、補機等を備えたものであって、地上試運転が可能なものであること。なお、これらの航空機が引き込み式の脚又は翼フラップを備えていない場合は、それらに替わるモックアップ等の訓練機材を有していなければならない。

５．（略）

第１５部～第１８部（略）

第１号様式（略）

第２号様式　養成施設の指定に係る審査報告書

１．～９．（略）

10. 教育実績			
10. 1 当該教育を２年以上３コース以上	コース		
10. 2 修了者が１０名以上（削除）	名		
10. 3 実地試験合格率８０%以上	%		
講評			
11. テストコース			
11. 1 テストコースの人数６名以上（削除）	人		
11. 2 教育実態			
11. 3 実地試験合格率	%		

改　正　前

第１３部（略）

第１４部　航空工場整備士の技能証明課程に関する基準

１．～３．（略）

４．教育施設等

(1)　(略)

(2) 実技教育の施設等

第１２部４．(2)のうち次の施設を除いたものに同じとする。

① ⑩教材 3)課程の教育に対応する型式証明を有する航空機を、当該課程に在籍する訓練生が（追加）３０名以下の場合は２機、３０名を越える場合は３機有していること。これらの航空機は、耐空性を有している必要はないが、完全な形状を保ち、教育に必要な計器、装備品、補機等を備えたものであって、地上試運転が可能なものであること。なお、これらの航空機が引き込み式の脚又は翼フラップを備えていない場合は、それらに替わるモックアップ等の訓練機材を有していなければならない。

５．（略）

第１５部～第１８部（略）

第１号様式（略）

第２号様式　養成施設の指定に係る審査報告書

１．～９．（略）

10. 教育実績			
10. 1 当該教育を２年以上３コース以上	コース		
10. 2 修了者が１０名以上（整備関係２０名以上）	名		
10. 3 実地試験合格率８０%以上	%		
講評			
11. テストコース			
11. 1 テストコースの人数６名以上（整備関係１２名以上）	人		
11. 2 教育実態			
11. 3 実地試験合格率	%		

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」一部改正案　新旧対照表

改　正　後			改　正　前		
講評			講評		

第３号様式　限定変更の承認に係る審査報告書

１．～６．（略）

７．教育実績			７．教育実績		
７．１　当該教育を２年以内で１コース以上　コース			７．１　当該教育を２年以内で１コース以上　コース		
７．２　修了者が４名以上（削除）　名			７．２　修了者が４名以上（整備関係８名以上）　名		
７．３　実地試験合格率８０％以上　％			７．３　実地試験合格率８０％以上　％		
講評			講評		
８．テストコース			８．テストコース		
８．１　テストコースの人数６名以上（削除）　人			８．１　テストコースの人数６名以上（整備関係１２名以上）　人		
８．２　教育実態			８．２　教育実態		
８．３　実地試験合格率　％			８．３　実地試験合格率　％		
講評			講評		

第４号様式～第１０号様式（略）

第４号様式～第１０号様式（略）

附則（令和8年8月5日付け国空安政第 1038 号）

この要領は、令和8年8月5日から施行する。

なお、改正前の第4部2.(1)の規定によりテストコースとして指定された整備士に係る課程の訓練生の人数については、改正後の第4部2.(2)②の規定を適用することができるものとする。